

2007年4月18日
社団法人 経済同友会
代表幹事 北城 恪太郎

緊急意見書「新政策金融公庫は縦割り組織を廃し経営の効率化を図れ」
～「株式会社日本政策金融公庫法案」について～

第166回通常国会に提出された「株式会社日本政策金融公庫法案」(以下法案という)は、人事・経理など管理部門について主務大臣を複数とするなど、現行の縦割り組織を維持しかねない内容を含んでいる。新機関が「明確な経営責任に基づく効率的な運営」を図れる組織となるよう、以下の点について徹底的な法案の審議を望む。

1) 人事・経理など管理部門に関する主務大臣は一人に限定すべきである。

統合による経営の効率化のためには、まず管理部門の簡素化・効率化が必要である。その際、管理部門について主務大臣が複数存在すると、主務大臣毎の縦割り組織が温存されかねない。人事・経理など管理部門の主務大臣は一人に限定すべきである。

(法案)日本政策金融公庫(以下新機関という)の主務大臣は、現行の政策金融機関(以下現行機関という)の業務区分に従って財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と定められ、それぞれの業務および当該業務に係る財務・会計事項を担当すると規定される。また役員および職員その他管理業務に関する事項は、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣が担当するとされる(法案第64条)。

2) 新機関は現行機関に比べ役員を半減させ、管理部門担当役員には民間人を充てるべきである。

明確な経営責任と効率的な運営を図るためには、役員を一つの機関としてふさわしい数まで減らす必要がある。代表取締役を含め役員をどのように削減するか予め決めておかないと、現行機関の役員が横滑りし、そのままとなりかねない。

また経営トップおよび管理部門担当役員には民間人を充てるとともに社外取締役を積極的に登用するなど民間の視点から効率的な組織を創るべきである。

(法案)現行機関は、根拠法に役員数に関する規定が存在するが、新機関は株式会社となることから、定款に会社の目的、商号、所在地のほか、代表取締役の選任手続き等に関する事項を記載しなければならないとされ(法案第61条第1項)役員数の規定はない。また経営責任者について「特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮する」とされ、対象は「代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者」とされ(法案第61条第2項)代表取締役の人数の規定はない。

以上

株式会社日本政策金融公庫法案(抜粋)

(役員等の選任および解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役および監査役をいう。以下同じ。)の選任および解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定および解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

四 別表第三に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発および取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持および向上を図るためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。)を行うこと。

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

2 (以下省略)

(国内金融業務の方法)

第十二条 公庫は、業務開始の際、前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務および同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「国内金融業務」という。)の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (以下省略)

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續および要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。

一 第一条に規定する目的および第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見および能力を有する者が選任されること。

二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。

3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員および職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣および経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号および第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号および第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号および第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号および第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号および第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務および会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号および第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務および会計に関する事項 財務大臣および厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号および第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務および会計に関する事項 農林水産大臣および財務大臣
- 五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号および第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務および会計に関する事項 経済産業大臣および財務大臣
- 六 第十一条第一項第四号に掲げる業務および同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務および会計に関する事項 財務大臣
- 七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務および会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣および経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

株式会社日本政策金融公庫として 2008 年 10 月に統合される政策金融機関の概況

	国際協力銀行	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	農林漁業金融公庫	合計 (沖縄を除く)	(参考)2012年度以降統合 沖縄振興開発金融公庫
設立	1999年10月 (輸銀、海外経済協力基金統合)	1953年8月	1999年10月 (国民金融公庫、環衛公庫統合)	1953年4月		1972年5月
職員数 (予算定員)	869名	2,074名	4,721名	924名	職員 8,588名	223名
店舗数 (括弧内は海外、外書き)	本店 1 大阪支店 1 駐在員事務所 (27)	本店 1 支店 61 海外事務所 (1)	本店 1 支店 152	本店 1 支店 22	国内 240店 海外 28店 合計 268店	本店 1 東京本部 1 支店 4
主務大臣	財務大臣、外務大臣	経済産業大臣、財務大臣	財務大臣、厚生労働大臣	農林水産大臣、財務大臣	役員 42名	内閣総理大臣、財務大臣
総裁・理事長	元大蔵省事務次官 しのざわきょうすけ 篠沢恭助	元帝人株式会社社長 やすいしろうさく 安居祥策	元大蔵省事務次官 うすいのぶあき 薄井信明	元農水省事務次官 たかぎゆうき 高木勇樹	(総裁・理事出身) 大蔵 8名 通産 5名 農水 2名 厚生 2名 外務 1名 社外 2名 プロパー 15名 合計 35名	プロパー まつだこうじ 松田浩二
役員数 (06年6月)	総裁1名、副総裁2名、理事7名 監事2名(合計12名)	総裁1名、副総裁1名、理事8名 監事2名(合計12名)	総裁1名、副総裁2名、理事5名 監事2名(合計10名)	総裁1名、副総裁1名、理事5名 監事1名(合計8名)		理事長1名、副理事長1名 理事3名、監事1名(合計6名)
副総裁以下 役員の状況	副総裁(大蔵省1、プロパー1) 理事(外務省1、大蔵省1、 通産省1、プロパー4)	副総裁(通産省1) 理事(大蔵省1、通産省2、 プロパー5)	副総裁(厚生省1、大蔵省1) 理事(大蔵省1、厚生省1、 通産省1、プロパー2)	副総裁(大蔵省1) 理事(農水省1、プロパー2、 社外2)		副理事長(大蔵省1) 理事(沖縄開発庁1、県庁1 プロパー1)
貸出残高 (2006年3月末)	国際金融業務 9兆2,275億円	融資業務 7兆5,855億円 信用保険業務32兆2,914億円 証券化業務 439億円	8兆9,952億円	3兆1,214億円	貸出残高 28兆9,296億円	1兆3,091億円
不良債権額 リスク管理債権 (貸出残高に占める比率)	国際金融業務 3,475億円 (3.8%)	9,637億円 (12.7%)	8,201億円 (9.1%)	1,899億円 (6.1%)	不良債権 2兆4,319億円 (8.4%)	1,107億円 (8.5%)
資本金 (2006年3月末) (政府出資比率)	国際金融業務 9,855億円 (100%)	1兆4,791億円 (100%)	3,695億円 (100%)	3,164億円 (100%)	政府出資 3兆1,052億円	702億円 (100%)
自己資本 (民間基準)	国際金融業務 1兆6,462億円	6,425億円	1,070億円	2,787億円	自己資本 2兆4,604億円	582億円